

防整技第 6 3 1 8 号
令和元年 8 月 2 8 日
一部改正 防整技第 1 5 2 5 4 号
令和 6 年 6 月 2 8 日

大 臣 官 房 会 計 課 長
地 方 協 力 局 施 設 管 理 課 長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防 衛 研 究 所 企 画 部 総 務 課 長
統 合 幕 僚 監 部 総 務 部 総 務 課 長
陸 上 幕 僚 監 部 監 理 部 会 計 課 長
海 上 幕 僚 監 部 総 務 部 経 理 課 長
航 空 幕 僚 監 部 総 務 部 会 計 課 長
情 報 本 部 計 画 部 事 業 計 画 課 長
各 地 方 防 衛 局 調 達 部 長
帯 広 防 衛 支 局 長
熊 本 防 衛 支 局 長
名 護 防 衛 事 務 所 長
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 会 計 官

殿

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の
積算方法等について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、現に工事を実施しているものについては、本通知の趣旨に沿うよう適切な
積算に努められたい。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設
計画官、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局提供施設課長、陸上

幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部
防衛部施設課長

離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の
積算方法等

1 目的

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）別紙の第2第1号に規定する建設工事をいう。）のうち、離島及び労働者が不足する地域（以下「離島等」という。）の建設工事において必要とする労働者の確保に要する費用及び建設資材等の運搬に要する費用（以下「労働者確保に要する費用等」という。）の積算方法等について、労働者確保の実態を反映した工事費を算定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象工事

工事発注に当たって又は工事契約締結後、必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ないと発注者が判断した工事を対象とする。

3 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）変更対象項目：契約変更の対象となる労働者確保に要する費用等の項目
- （2）借上費：現場事務所などの建設のために敷地の借上げに要する地代、又は労働者の宿舍を建築する代わりにマンション、民家等を長期借上げした場合に要する費用
- （3）宿泊費：労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要する費用
- （4）労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要する費用
- （5）赴任・帰省旅費：離島等において遠隔地から赴任先へ移動及び赴任先から本務地へ帰省するための渡航に要する費用（フェリー代、航空運賃等）
- （6）赴任・帰省手当：離島等において遠隔地からの赴任及び帰省に要する費用
- （7）移動による手当：官用機による移動等に伴い支給する費用
- （8）食事補助：賃金以外の食事費
- （9）交通費：賃金以外の日々の通勤等に要する費用
- （10）海上運搬費：建設資機材の運搬に要する費用

4 積算方法

工事の発注に当たり、当初計上する項目は工事内容等を勘案し、必要に応じて様式1－1から様式1－3までに記載する。

なお、借上費、労働者送迎費、赴任・帰省手当、食事補助及び交通費については、原則として当初積算では計上しない。

拘束費（労働者の拘束に係る費用をいう。）については、民間航路による労働者の渡航が可能な離島における工事では、計上しない。ただし、民間航路による労働者の渡航が不可能な渡航及び民間船舶以外に渡航手段がなく、船上泊が必要となる渡航における工事は、拘束費を移動による手当として計上するものとする。

なお、労働者を拘束する特別な事情がある場合は、整備計画局施設整備官と協議するものとする。

5 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事における変更対象項目

変更対象項目は、以下の労働者確保に要する費用等の項目とする。

（1）共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用

ア 仮設用借地料

（ア）借上費

イ 宿舎に要する費用

（ア）宿泊費

（イ）労働者送迎費

ウ 建設資材等の海上運搬費（島内において現場渡し可能な場合は、材料単価に含め直接工事費に計上する）

（2）現場管理費：労務管理費

ア 募集及び解散に要する費用

（ア）労働者の赴任・帰省旅費、赴任・帰省手当

（イ）移動による手当【民間航路による渡航が不可能な離島】

イ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用

（ア）労働者の食事補助

（イ）交通費

6 土木工事における変更対象項目

変更対象項目は、以下の労働者確保に要する費用等の項目とする。

（1）共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用

ア 営繕費

（ア）借上費

（イ）宿泊費

（ウ）労働者送迎費

イ 建設資材等の海上運搬費（島内において現場渡しが可能の場合は、材料単価に含め直接工事費に計上する）

（２）現場管理費：労務管理費

ア 募集及び解散に要する費用

（ア）労働者の赴任・帰省旅費、赴任・帰省手当

（イ）移動による手当【民間航路による渡航が不可能な離島】

イ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（ア）労働者の食事補助

（イ）交通費

７ 通信工事（通信・情報設備工事を除く。）における変更対象項目

変更対象項目は、以下の労働者確保に要する費用等の項目とする。

（１）共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用

ア 土地・建物の借上げに要する費用

（ア）借上費

イ 宿泊及び輸送に要する費用

（イ）宿泊費

（ウ）労働者送迎費

ウ 建設資材等の海上運搬費（島内において現場渡しが可能の場合は、材料単価に含め直接工事費に計上する）

（２）現場管理費：労務管理費

ア 募集及び解散に要する費用

（ア）労働者の赴任・帰省旅費、赴任・帰省手当

（イ）移動による手当【民間航路による渡航が不可能な離島】

イ 賃金等以外に食事費、通勤費等の補助に要する費用

（ア）労働者の食事補助

（イ）交通費

８ 建築工事・電気設備工事及び機械設備工事における手続等

（１）本積算方法等の対象工事である旨の明示は、入札公告、入札説明書及び手続開始の公示（以下「入札公告等」という。）への記載により行うものとする。

（２）工事発注にあたり、必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目に関する事前の想定可否により、以下のとおり変更対象項目の明示方法等を区分するものとする。

ア 必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できる工事の場合

発注者は「変更対象項目に対する実施計画書（様式１－１）」を現場説明

書で明示する。発注者が示す「変更対象項目に対する実施計画書（様式１－１）」に記載されている対象項目について、受注者は、工事契約締結後に労働者確保に要する費用等が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－１）（案）」を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。

イ 必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できない工事の場合

受注者は、工事契約締結後に労働者確保に要する費用等が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－１）（案）」を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。

（３）変更対象項目について労働者確保等の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－１）」並びに金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下「根拠資料」という。）を工事監督官に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

（４）共通仮設費の積み上げ分及び現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－１）」により、根拠資料において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。

なお、労務管理費については現場管理費率に含まれている項目もあることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。

（５）疑義が生じた場合は、工事監督官と協議するものとする。

（６）入札公告等及び現場説明書における記載は、別記の記載例による。

９ 土木工事における手続等

（１）本積算方法等の対象工事である旨の明示は、入札公告等への記載により行うものとする。

（２）工事発注にあたり、必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目に関する事前の想定可否により、以下のとおり変更対象項目の明示方法等を区分するものとする。

ア 必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できる工事の場合

発注者は「変更対象項目に対する実施計画書（様式１－２）」を現場説明書で明示する。発注者が示す「変更対象項目に対する実施計画書（様式１－２）」に記載されている対象項目について、受注者は、工事契約締結後に労働者確保に要する費用が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対

する実施報告書（様式２－２）（案）」を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。

イ 必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できない工事の場合

受注者は、工事契約締結後に労働者確保に要する費用等が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－２）（案）」を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。

（３）変更対象項目について労働者確保等の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－２）」及び根拠資料を工事監督官に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

（４）共通仮設費の積み上げ分及び現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－２）」により、根拠資料において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。

なお、営繕費及び労務管理費については、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれている項目もあることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。

（５）疑義が生じた場合は、工事監督官と協議するものとする。

（６）入札公告等及び現場説明書における記載は、別記の記載例による。

10 通信工事（通信・情報設備工事を除く。）における手続等

（１）本積算方法等の対象工事である旨の明示は、入札公告等への記載により行うものとする。

（２）工事発注にあたり、必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目に関する事前の想定可否により、以下のとおり変更対象項目の明示方法を区分するものとする。

ア 必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できる工事の場合

発注者は「変更対象項目に対する実施計画書（様式１－３）」を現場説明書で明示する。発注者が示す「変更対象項目に対する実施計画書（様式１－３）」に記載されている対象項目について、受注者は、工事契約締結後に労働者確保に要する費用等が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－３）（案）」を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。

イ 必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に

想定できない工事の場合

受注者は、工事契約締結後に労働者確保に要する費用等が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－３）（案）」を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。

- （３）変更対象項目について労働者確保等の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－３）」及び根拠資料を工事監督官に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

- （４）共通仮設費の積み上げ分及び現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－３）」により、根拠資料において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。

なお、仮設建物費及び労務管理費については、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれている項目もあることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。

- （５）疑義が生じた場合は、工事監督官と協議するものとする。

- （６）入札公告等及び現場説明書における記載は、別記の記載例による。

1 1 その他

本通知における労働者確保に要する費用等の項目については、見積活用方式は適用しないものとする。

なお、直接工事費にかかる見積活用方式については、労働者確保に要する費用等は見込まない旨、見積依頼書に記載し、重複計上がないよう留意する。

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設整備官と協議するものとする。

別記1 入札公告等における記載例

- 本工事は、離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等を適用する工事である。

なお、当初発注時の現場説明書の第2特記事項の当初計上額に費用を計上していない場合において、工事契約締結後、受注者の責に帰さない事由による契約内容の変更のために、遠隔地からの労働者確保に要する費用等が必要となる場合は、発注者と協議するものとする。

別記2 現場説明書の第2特記事項における記載例

(建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の場合)

- 離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等の適用について

- (1) 本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用等について、労働者確保の実態を反映した積算方法等を適用する工事である。

なお、以下の遠隔地から労働者を確保するために要する費用等を変更対象とする。

ア 共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用（宿舍等に要する費用、建設資材等の海上運搬費）

イ 現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

- (2) 発注者が示す「変更対象項目に対する実施計画書（様式1-1）」に記載されている変更対象項目について、受注者は、工事契約締結後に遠隔地からの労働者の確保に係る費用が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-1）（案）」を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。（必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できる工事の場合）

- (3) 受注者は、工事契約締結後に遠隔地からの労働者の確保に係る費用等が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-1）（案）」を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。（必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できない工事の場合）

- (4) 変更対象項目について労働者確保等の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-1）」及び金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下「根拠資料」という。）を工事監督官に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

- (5) 共通仮設費の積み上げ分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-1）」及び根拠資料において確認された費用について契約変更の対象とし、現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-1）」により、根拠資料において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し

引いた費用をもって契約変更の対象とする。

なお、労務管理費については現場管理費率に含まれている項目もあることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。

(6) 疑義が生じた場合は、工事監督官と協議するものとする。

(土木工事の場合)

○ 離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等の適用について

(1) 本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用等について、労働者確保の実態を反映した積算方法等を適用する工事である。

なお、以下の遠隔地から労働者を確保するために要する費用等を変更対象とする。

ア 共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用（営繕費、建設資材等の海上運搬費）

イ 現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）

(2) 発注者が示す「変更対象項目に対する実施計画書（様式１－２）」に記載されている変更対象項目について、受注者は、工事契約締結後に遠隔地からの労働者の確保に係る費用が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－２）（案）」を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。（必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できる工事の場合）

(3) 受注者は、工事契約締結後に遠隔地からの労働者の確保に係る費用等が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－２）（案）」を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。（必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できない工事の場合）

(4) 変更対象項目について労働者確保等の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－２）」及び金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下「根拠資料」という。）を工事監督官に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

(5) 共通仮設費の積み上げ分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－２）」及び根拠資料において確認された費用について契約変更の対象とし、現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式２－２）」により、根拠資料において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。

なお、営繕費及び労務管理費については、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれている項目もあることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。

(6) 疑義が生じた場合は、工事監督官と協議するものとする。

(通信工事(通信・情報設備工事を除く)の場合)

○ 離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等の適用について

- (1) 本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用等について、労働者確保の実態を反映した積算方法等を適用する工事である。

なお、以下の遠隔地から労働者を確保するために要する費用等を変更対象とする。

ア 共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用（仮設建物費、建設資材等の海上運搬費）

イ 現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金等以外に食事費、通勤費等の補助に要する費用）

- (2) 発注者が示す「変更対象項目に対する実施計画書（様式1-3）」に記載されている変更対象項目について、受注者は、工事契約締結後に遠隔地からの労働者の確保に係る費用が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-3）（案）」を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。（必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できる工事の場合）

- (3) 受注者は、工事契約締結後に遠隔地からの労働者の確保に係る費用等が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-3）（案）」を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。（必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できない工事の場合）

- (4) 変更対象項目について労働者確保等の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-3）」及び金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下「根拠資料」という。）を工事監督官に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

- (5) 共通仮設費の積み上げ分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-3）」及び根拠資料において確認された費用について契約変更の対象とし、現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-3）」により、根拠資料において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。

なお、仮設建物費及び労務管理費については、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれている項目もあることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。

- (6) 疑義が生じた場合は、工事監督官と協議するものとする。

(様式 1 - 1) 変更対象項目に関する実施計画書 (建築工事、電気設備工事及び機械設備工事)

< 記載例 > 発注者用 ※発注者が現場説明書に添付

費 目		変更対象項目	当初積算方法	当初 計上額	備考
共通仮設費	仮設用借地料 (準備費)	(地域外労働者確保に要する)			
		・借上費：現場事務所 (敷地外)、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代	○当初積算では計上していない。		
		・借上費：建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要する費用	○当初積算では計上していない。		
	宿舍に要する費用 (仮設建物費)	(地域外労働者確保に要する)			
		・宿泊費：労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要する費用	○積上計上。		
現場管理費	募集及び解散に要する費用 (労務管理費)	・労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要する費用 (運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	○当初積算では計上していない。		
		・建設資材等の海上運搬費	○積上計上。		
		小 計			
	賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する)			
		・労働者の赴任・帰省旅費：労働者の募集及び解散にかかるフェリー代、航空機運賃等	○積上計上。		
		・労働者の赴任・帰省手当：労働者の募集及び解散に際し要する費用	○当初積算では計上していない。		
現場管理費	賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 (労務管理費)	【民間航路による渡航が不可能な離島】 ・移動による手当：航空基地から離島へ官用機による移動及び官用機の運航による拘束に伴い支給する費用	○積上計上。		
		・労働者の食事補助	○当初積算では計上していない。		
		・交通費の支給：労働者が日々当該現場に通勤するために要する費用 (車両損料、燃料費等含む)	○当初積算では計上していない。		
	小 計				
		合 計			

※地域外労働者以外にかかる労務管理費については現場管理費率に含む。

※労働者確保等に要する費用については、全て精算を行う。

※民間航路による労働者の渡航が可能な離島の工事では、拘束費を計上しない。

(様式 1 - 2) 変更対象項目に関する実施計画書 (土木工事)
 <記載例> 発注者用 ※発注者が現場説明書に添付

費 目		変更対象項目	当初積算方法	当初計上額	備考
共通仮設費	営繕費	(地域外労働者確保に要する)			
		・借上費：現場事務所（敷地外）、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代	○当初積算では計上していない。		
		・借上費：建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要する費用	○当初積算では計上していない。		
		・宿泊費：労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要する費用	○積上計上。		
		・労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	○当初積算では計上していない。		
	建設資材等の海上運搬費	・建設資材等の海上運搬費	○積上計上。		
小 計					
現場管理費	募集及び解散に要する費用（労務管理費）	(地域外労働者確保に要する)			
		・労働者の赴任・帰省旅費：労働者の募集及び解散にかかるフェリー代、航空機運賃等	○積上計上。		
		・労働者の赴任・帰省手当：労働者の募集及び解散に際し要する費用	○当初積算では計上していない。		
		【民間航路による渡航が不可能な離島】 ・移動による手当：航空基地から離島へ官用機による移動及び官用機の運航による拘束に伴い支給する費用	○積上計上。		
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用（労務管理費）	(地域外労働者確保に要する) ・労働者の食事補助	○当初積算では計上していない。		
		・交通費の支給：労働者が日々当該現場に通勤するために要する費用（車両損料、燃料費等含む）	○当初積算では計上していない。		
小 計					
合 計					

※労働者にかかる営繕費（労働者送迎費）については共通仮設費率に含む。
 ※地域外労働者以外にかかる労務管理費については現場管理費率に含む。
 ※労働者確保等に要する費用については、全て精算を行う。
 ※民間航路による労働者の渡航が可能な離島の工事では、拘束費を計上しない。

(様式 1 - 3) 変更対象項目に関する実施計画書 (通信工事 (通信・情報設備工事を除く))
 <記載例> 発注者用 ※発注者が現場説明書に添付

費 目		変更対象項目	当初積算方法	当初 計上額	備考
共通 仮設費	土地・建物の 借上げに要す る費用 (仮設建物費)	(地域外労働者確保に要する)			
		・借上費：現場事務所（敷地 外）、試験室、労働者宿舎、 倉庫、材料保管場所等の敷地 借上げに要する地代	○当初積算では計上し ていない。		
		・借上費：建物を建築する代 わりに貸しビル、マンション、 民家等を長期借上げした場合 に要する費用	○当初積算では計上し ていない。		
	宿 泊 及 び 輸 送 に要する費用 (仮設建物費)	(地域外労働者確保に要する)			
		・宿泊費：労働者が、旅館、 ホテル等に宿泊した場合に要 する費用	○積上計上。		
	・労働者送迎費：労働者をマ イクロバス等で日々当該現場 に送迎輸送するために要する 費用（運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む）	○当初積算では計上し ていない。			
	建設資材等の 海上運搬費	・建設資材等の海上運搬費	○積上計上。		
	小 計				
現場 管理費	募集及び解散 に要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する)			
		・労働者の赴任・帰省旅費： 労働者の募集及び解散にかか るフェリー代、航空機運賃等	○積上計上。		
		・労働者の赴任・帰省手当： 労働者の募集及び解散に際し 要する費用	○当初積算では計上し ていない。		
		【民間航路による渡航が不可 能な離島】 ・移動による手当：航空基地 から離島へ官用機による移動 及び官用機の運航による拘束 に伴い支給する費用	○積上計上。		
	賃金等以外に 食事費、通勤 費等の補助に 要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する)			
		・労働者の食事補助	○当初積算では計上し ていない。		
	・交通費の支給：労働者が日 々当該現場に通勤するために 要する費用（車両損料、燃料 費等含む）	○当初積算では計上し ていない。			
	小 計				
合 計					

※労働者にかかる仮設建物費 (労働者送迎費) については共通仮設費率に含む。
 ※地域外労働者以外にかかる労務管理費については現場管理費率に含む。
 ※労働者確保等に要する費用については、全て精算を行う。
 ※民間航路による労働者の渡航が可能な離島の工事では、拘束費を計上しない。

(様式 2 - 1) 変更対象項目に関する実施報告書 (建築工事、電気設備工事及び機械設備工事)

< 記載例 > 受注者提出用 ※受注者が協議用として提出

費 目		変更対象項目	計画 計上額	変更 計上額	差額
共通仮設費	仮設用借地料 （準備費）	（地域外労働者確保に要する）			
		・借上費：現場事務所（敷地外）、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代	〇〇	▲▲	□□
		・借上費：建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要する費用	〇〇	▲▲	□□
	宿舎に要する費用 （仮設建物費）	（地域外労働者確保に要する）			
		・宿泊費：労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要する費用	〇〇	▲▲	□□
		・労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	〇〇	▲▲	□□
	建設資材等の海上運搬費	・建設資材等の海上運搬費	〇〇	▲▲	□□
	小 計		〇〇	▲▲	□□
現場管理費	募集及び解散に要する費用 （労務管理費）	（地域外労働者確保に要する）			
		・労働者の赴任・帰省旅費：労働者の募集及び解散にかかるフェリー代、航空機運賃等	〇〇	▲▲	□□
		・労働者の赴任・帰省手当：労働者の募集及び解散に際し要する費用	〇〇	▲▲	□□
		【民間航路による渡航が不可能な離島】 ・移動による手当：航空基地から離島へ官用機による移動及び官用機の運航による拘束に伴い支給する費用	〇〇	▲▲	□□
	賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 （労務管理費）	（地域外労働者確保に要する） ・労働者の食事補助	〇〇	▲▲	□□
		・交通費の支給：労働者が日々当該現場に通勤するために要する費用（車両損料、燃料費等含む）	〇〇	▲▲	□□
	小 計		〇〇	▲▲	□□
合 計			〇〇	▲▲	□□

(様式 2 - 2) 変更対象項目に関する実施報告書 (土木工事)
 <記載例> 受注者提出用 ※受注者が協議用として提出

費 目		変更対象項目	計画 計上額	変更 計上額	差額
共通仮設費	営繕費	(地域外労働者確保に要する)			
		・借上費：現場事務所（敷地外）、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代	〇〇	▲▲	□□
		・借上費：建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要する費用	〇〇	▲▲	□□
		・宿泊費：労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要する費用	〇〇	▲▲	□□
		・労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	〇〇	▲▲	□□
	建設資材等の海上運搬費	・建設資材等の海上運搬費	〇〇	▲▲	□□
小 計			〇〇	▲▲	□□
現場管理費	募集及び解散に要する費用（労務管理費）	(地域外労働者確保に要する)			
		・労働者の赴任・帰省旅費：労働者の募集及び解散にかかるフェリー代、航空機運賃等	〇〇	▲▲	□□
		・労働者の赴任・帰省手当：労働者の募集及び解散に際し要する費用	〇〇	▲▲	□□
		【民間航路による渡航が不可能な離島】 ・移動による手当：航空基地から離島へ官用機による移動及び官用機の運航による拘束に伴い支給する費用	〇〇	▲▲	□□
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用（労務管理費）	(地域外労働者確保に要する) ・労働者の食事補助	〇〇	▲▲	□□
		・交通費の支給：労働者が日々当該現場に通勤するために要する費用（車両損料、燃料費等含む）	〇〇	▲▲	□□
小 計			〇〇	▲▲	□□
合 計			〇〇	▲▲	□□

(様式 2-3) 変更対象項目に関する実施報告書 (通信工事 (通信・情報設備工事を除く))
 <記載例> 受注者提出用 ※受注者が協議用として提出

費 目		変更対象項目	計画 計上額	変更 計上額	差額
共通仮設費	土地・建物の借上げに要する費用 (仮設建物費)	(地域外労働者確保に要する)			
		・借上費：現場事務所 (敷地外)、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代	〇〇	▲▲	□□
		・借上費：建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要する費用	〇〇	▲▲	□□
	宿泊及び輸送に要する費用 (仮設建物費)	(地域外労働者確保に要する)			
		・宿泊費：労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要する費用	〇〇	▲▲	□□
現場管理費	募集及び解散に要する費用 (労務管理費)	・労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要する費用 (運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	〇〇	▲▲	□□
		・建設資材等の海上運搬費	〇〇	▲▲	□□
		小 計	〇〇	▲▲	□□
	賃金等以外に食事費、通勤費等の補助に要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する)			
		・労働者の赴任・帰省旅費：労働者の募集及び解散にかかるフェリー代、航空機運賃等	〇〇	▲▲	□□
		・労働者の赴任・帰省手当：労働者の募集及び解散に際し要する費用	〇〇	▲▲	□□
現場管理費	賃金等以外に食事費、通勤費等の補助に要する費用 (労務管理費)	【民間航路による渡航が不可能な離島】 ・移動による手当：航空基地から離島へ官用機による移動及び官用機の運航による拘束に伴い支給する費用	〇〇	▲▲	□□
		・労働者の食事補助	〇〇	▲▲	□□
		・交通費の支給：労働者が日々当該現場に通勤するために要する費用 (車両損料、燃料費等含む)	〇〇	▲▲	□□
	小 計		〇〇	▲▲	□□
		合 計	〇〇	▲▲	□□